第百五条の六第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　当該会社分割を行った後における保険会社の会計監査人の履歴書

第百五条の六第三項中「第一項第二十号」を「第一項第二十一号」に改める。

第百六十八条第二項第十八号中「（法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合、法第二百七十条の四第九項の規定により法第二百十条第一項において準用する法第百三十九条第一項の規定を読み替えて準用する場合及び更生特例法第二百六十二条第五号又は第三百五十九条第一号に掲げる行為をする場合にあっては、第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十七号及び第十八号に掲げる書類）」を削る。

第二百九条第五項第八号を削る。

第二百十条の三第一項第二号中ルをヲとし、ホからヌまでをヘからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　会計監査人の履歴書

第二百十条の三第一項第三号ハ中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改め、同条第二項第二号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　会計監査人の履歴書

第二百十条の六第一項第二号中「からホ及びトからル」を「からヘまで及びチからヲ」に改める。

第二百十条の七第四項中「株式会社」を「会社」に改め、同条第五項中「株式会社」を「会社」に、「）により取得」を「以下この項において同じ。）により取得」に、「（子会社となる会社を含む。）により二回」を「により二回」に改め、「該当する」の下に「ものとする」を加え、同条第六項中「前二項に規定する」を「次の各号に掲げる」に、「その取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五十六条第五項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。）」を「当該各号に規定する日（「に改め、「該当しない」の下に「ものとする」を加え、同項ただし書中「総株主」を「総株主等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　新規事業分野開拓会社（第五十六条第五項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得されたとき）は、最後に取得されたとき）に同項第一号から第三号まで及び第五号に規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二　事業再生会社（第五十六条第五項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社及びこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第四号及び第六号から第十二号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

第二百十条の九中「第二百七十一条の二十二第四項」を「第二百七十一条の二十二第四項本文」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七　保険持株会社の子会社である法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に掲げる会社による株式又は持分の取得

第二百十条の九に次の一項を加える。

2　法第二百七十一条の二十二第四項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

第二百十条の十第一項中「次項及び第二百十条の十四において」を「以下」に改める。

第二百十条の十の二第一項第一号に次のように加える。

ヘ　会計監査人の氏名又は名称

第二百十条の十二第一項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　合併後存続する保険持株会社の会計監査人の履歴書

第二百十条の十二の三第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三　当該会社分割を行った後における保険持株会社の会計監査人の履歴書

第二百十条の十四第二項第三号及び第三号の二を次のように改める。

三　保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあっては、保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二　役員等の選退任があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二百十条の十四第二項第三号の二の次に次の六号を加える。

三の三　外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在保険持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四　外国所在保険持株会社の役員等の選退任があった場合（外国所在保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の五　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六　会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の七　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の八　会計監査人の選退任があった場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二百十条の十四第二項第五号中「第二百十条の九各号」を「保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号」に改める。

第二百十一条の二中「以下第二百十一条の六まで」を「次条から第二百十一条の七の二まで」に改める。